

ふるさと住民登録制度に関する 関係府省庁施策集

令和 8 年 3 月
総務省 地域力創造グループ

目次

1. 内閣官房・内閣府	1
2. 警察庁	8
3. こども家庭庁	10
4. 総務省	11
5. 文部科学省	18
6. 農林水産省	21
7. 国土交通省	27
8. 環境省	32
9. 施策担当課室一覧	33

関係人口創出・拡大のための対流促進事業

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

都市部住民と地域を繋ぐ中間支援組織による取組の支援や、官民連携プラットフォームの運営を通じて交流やマッチングを促進し、ふるさと住民登録制度の活用を含めた関係人口の創出・拡大に係る取組を推進。

事業概要・目的

- 地方創生の基本構想では、人口規模が縮小しても「都市と地方は相互に補完し合い、結び付くことで全体の持続可能性を高める」とされています。この繋がり
の基盤として、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の量的拡大・質的向上を図る必要があります。
- そのためには、地域と関係人口の関わり方を分析し示すことで、地方公共団体等による関係人口の取組の裾野を広げていく必要があります。また、地域と関係人口の関わり方が、特産品の購入等の形から地域の困りごとを解決する副業・ボランティアといった形へ深化するプロセスにおいては、都市部住民と地域をつなぐ主体である中間支援組織が重要となります。
- 本事業では、地方公共団体や中間支援組織への情報提供や交流促進、関わりの深化に繋がるモデル的な取組を行う中間支援組織への支援等を行います。

事業イメージ・具体例

①地方公共団体向け手引の作成

地域の担い手確保に繋がる取組や都市住民の関心を引くコンテンツを活用した取組等、関係人口の創出・拡大に係る先行的な地方公共団体の取組事例の分析を行い、好要素やその背景等を手引にまとめ、広く周知します。

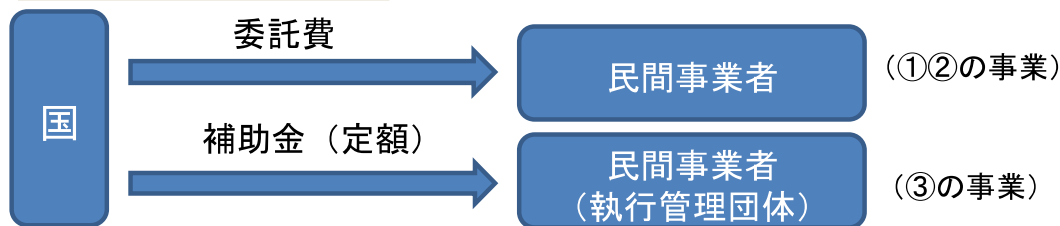
②関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営

多数の地方公共団体や中間支援組織が参加する官民連携協議会を運営し、全国・地方でのフォーラムや交流会の開催により関係人口施策の現場への浸透や交流促進を図ります。

③中間支援組織による取組の伴走支援

関係人口の地域との関わりをより深いものに導き、地域を支える人材として持続化させるため、関わりたい都市部住民と関わってほしい地域をつなぐ中間支援組織によるモデル的な取組を伴走支援します。

資金の流れ



期待される効果

創設に向けて検討が進められている「ふるさと住民登録制度」とも連携しながら、関係人口創出・拡大の加速化を図ることで地方への人の流れを生み出し、地域の担い手の確保等に貢献します。

企業版ふるさと納税

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

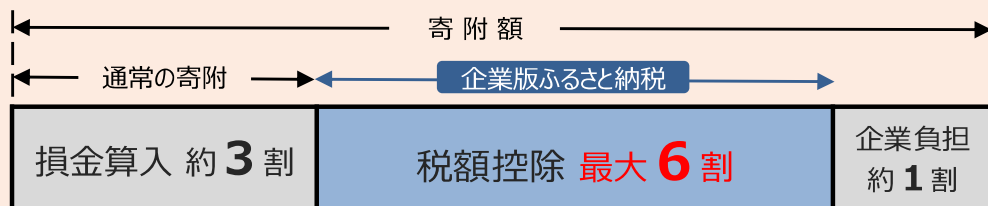
地方創生の取組に対して企業が寄附した場合、税制優遇措置を講じることで、自治体が実施する「ふるさと住民登録制度」の活用や関係人口の創出・拡大を含む地方創生の取組を推進する。

- 地方創生の充実強化に向け、**民の力を活用し、地方への資金の流れを生み出す目的で創設**（H28年度～）
- 地方創生の取組に対して企業が寄附した場合、法人関係税を税額控除 **（最大約9割の軽減効果）**
※地方公共団体が地方版総合戦略を基に地域再生計画を策定する必要あり
- 企業の人材を地方公共団体等に派遣し、人件費分の寄附を合わせて行うことで「**人材派遣型**」としても活用可能

ポイント

- ✓ 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**(※)
- ✓ **本社が所在する地方公共団体**への寄附は対象外
- ✓ 10万円以上の寄附が対象

※ 地方公共団体のHP・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約等は可能(Q&A等参照)



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減!

<税額控除について>

法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除
ただし、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
法人事業税：寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

<対象外団体について>

東京都及び市区町村のうち地方交付税の不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は本制度の対象外

企業のメリット

- ◆ **社会貢献を通じたイメージアップ**（企業としてのPR効果）
- ◆ **地域資源を生かした新しい事業の展開** 等



援農ボランティアツアーの実施
(青森県弘前市)



ロケット発射場や滑走路の整備など
航空宇宙産業の推進（北海道大樹町）

自治体のメリット

- ◆ **民間資金を活用した地方創生の取組の活性化**
- ◆ **官民連携による企業とのパートナーシップの構築** 等

活用実績

寄附額： **631.4億円**（R6実績・前年比34%増）
寄附企業： **8,464社**（R6実績・前年比10%増）
計画策定自治体： **1,674団体**（R7.11.28時点）



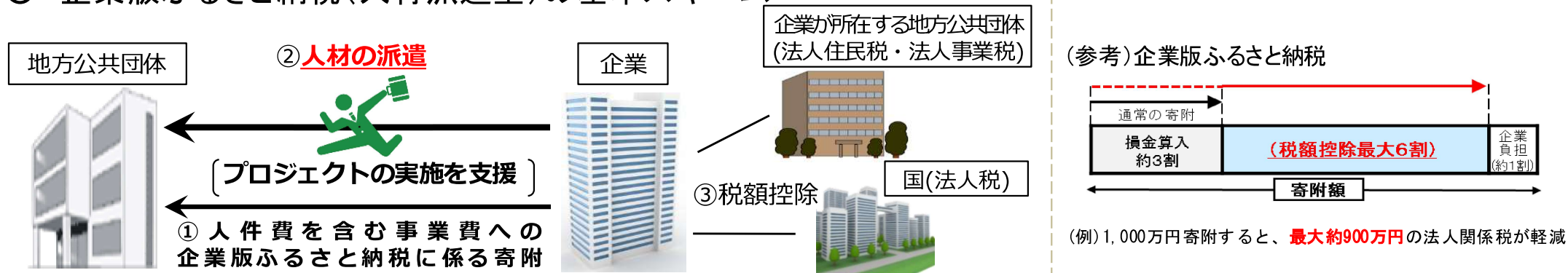
企業版ふるさと納税（人材派遣型）

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

企業からの派遣者に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」終了後も、地域との継続的な関係の構築（地域事業者等における継続的な担い手確保等）に繋がる。

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けられる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意 など

活用実績（令和7年3月31日時点）

- ・ 派遣者 174名
- ・ 活用団体 133団体

※内閣府の調査結果による
※派遣者、活用団体は延べ数

地域未来交付金について

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント
地方公共団体が実施する、ふるさと住民登録制度の活用を含めた関係人口の創出・拡大に係る取組を支援。

地域未来交付金

地域未来 推進型

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備

デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

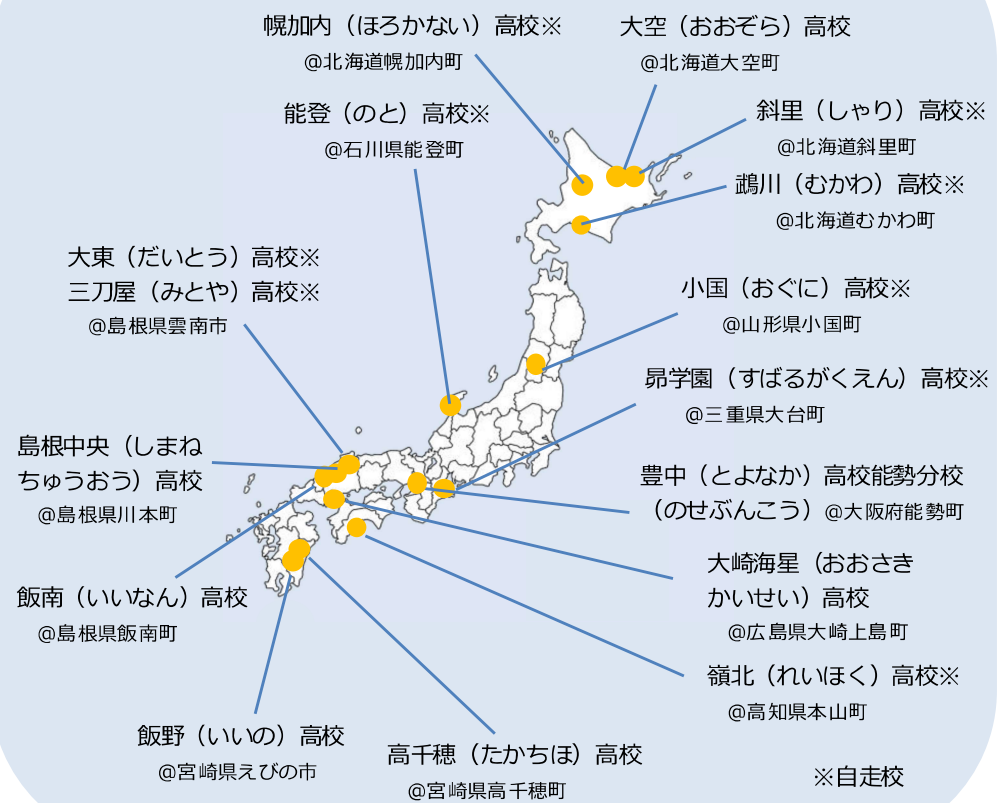
半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援

「地域高2留学」事業 (いわゆる「地域みらい留学365」)

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント
 地域留学生に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、
 「地域高2留学」終了後も、地域情報への継続的なアクセスが可能になる。

- 離島や中山間地域を中心に「地域で唯一の高校」を存続させることが喫緊の課題
- 立地する地方公共団体と高校の連携によって、他地域の高校2年生を地域留学生として受け入れ、当該高校・地方公共団体で1年間活動することを通じ、当該高校の魅力化とともに、高校を核とした地方創生を図る（5年間の国費支援終了後は自走）
- 他地域の高校での学びは、生徒の学びの多様化の観点からも大きな意義
- 他地域の高校へ進学し3年間を過ごす「地域みらい留学」が広がりを見せる中、内閣府では、高校2年生の1年間を地域で過ごす「地域高2留学」（「地域みらい留学365」）事業を実施

令和7年度 実施校一覧 (全16校)



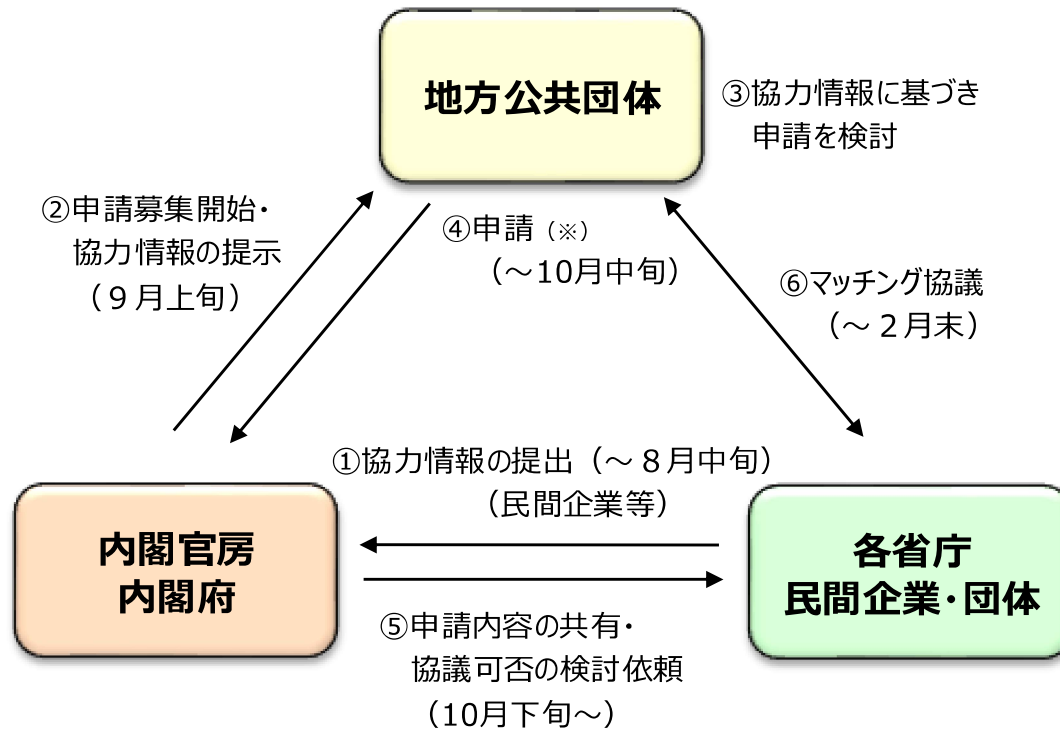
地方創生人材支援制度 全体概要

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

派遣者に「ふるさと住民登録制度」について情報共有することで各地での派遣者の取組を通じて派遣先市町村における本制度の活用を促すことができるほか、派遣終了後に派遣者や派遣元組織が市町村と持続的な関係を構築することにつながる。

- **国家公務員や民間企業社員等**の総合的又は専門的な知見を有する人材を**副市町村長や幹部職員、アドバイザー等**として**地方公共団体に派遣**し、ノウハウを活かして地方創生を推進
- 地方公共団体からの派遣受入の希望申請に基づき、**各省庁、民間企業と地方公共団体とのマッチング協議の支援**を実施
- 派遣前に**壮行会を開催**するとともに、年に数回、派遣者の取組報告や派遣先での課題を共有する**報告会・情報交換会を開催**し、**派遣者間のネットワーク構築をサポート**

【地方創生人材支援制度によるマッチング支援のイメージ】



※ 市区町村は都道府県経由で申請（締切は都道府県毎に設定）

派遣先	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員：原則人口10万人未満の市町村 ・民間専門人材：指定都市を除く市町村 ※グリーン専門人材、デジタル専門人材は都道府県、指定都市、特別区も対象
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員（副市町村長、地方創生監など） ・非常勤職員（顧問、地方創生アドバイザーなど）
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員：原則2年間 ・民間専門人材：原則半年～2年間 ※派遣者・派遣元・派遣先の3者の合意がある場合に限り1年間の延長が可能
給与・報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員：市町村負担 ・民間専門人材：派遣元と派遣先との協議にて決定 ※民間専門人材は総務省の「地域活性化起業人」の要件を満たす場合には併用可能

「地方創生伴走支援制度」一国の職員による自治体伴走支援

事業概要

- 各府省庁の本省職員が、これまでの職務経験等を活かして副業的※に地方創生に携わり、課題を抱える中小規模の自治体に寄り添った「伴走支援」を実施。 ※本省での業務に加え、伴走支援業務に従事
- 自治体の問題意識を踏まえ、内閣官房(府)において、各府省庁の公募職員(若手～シニア)をマッチングし、各省庁混成の「伴走支援チーム」を編成、「定期的なオンライン会議+現地へ足を運ぶ」ことにより、市町村ごとの支援テーマを定め、「顔が見え、熱が伝わる」実効性ある支援を展開。
- 各チームは、観光、産業振興、まちづくりを中心として、地域の多様な課題の解決に挑んでいる。

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

地方創生支援官に「ふるさと住民登録制度」について情報共有することで伴走支援を通じて支援先市町村における本制度の活用を促すことができるほか、伴走支援終了後に支援官が支援先市町村と持続的な関係を構築することにつながる。

支援実績

伴走支援チーム

地方創生支援官

約180名・60チーム

支援官評価: 平均4.3 (5段階評価)

現地訪問

オンライン会議

市町村

伴走支援自治体

60市町村

市町村評価: 平均4.6 (5段階評価)

内閣官房・内閣府による後方支援

- ・支援自治体の公募、問題意識の整理・分析
- ・伴走支援チームの編成、自治体とのマッチング
- ・伴走支援チームに対する事前研修
- ・伴走支援内容に関連する府省庁への連絡、情報共有
- ・伴走支援チーム同士の情報や課題の共有

※伴走支援チームの支援状況は都道府県・各省庁・地方支分部局に情報提供



「地方創生伴走支援制度」の支援官

大船渡市(岩手県)チーム

産業復興×環境×子育て支援

(画像出典)(左)日本テレビ(ニュースサイトより)(右)LCV株式会社(ニュースサイトより)



岡谷市(長野県)チーム

観光×産業復興×農林水産業

経由申請制度の概要

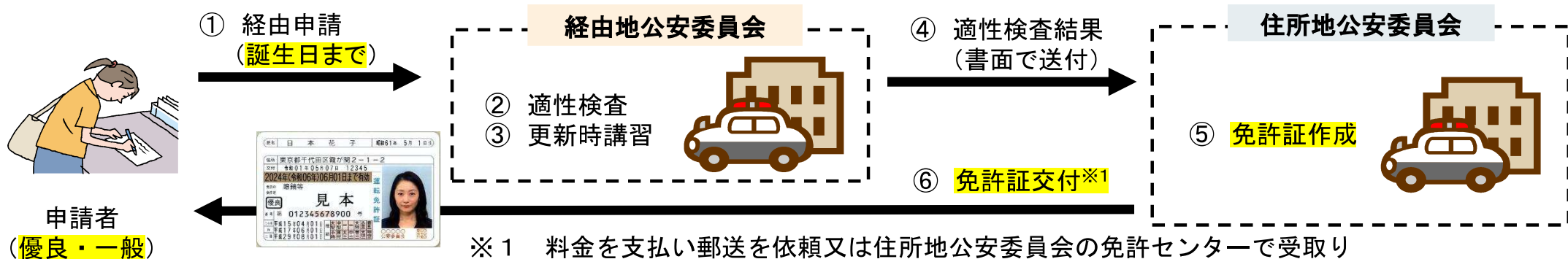
◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

ふるさと住民登録者は、優良運転者又は一般運転者であれば、経由申請制度を利用することで、住所地以外の場所であっても運転免許証の更新（経由更新） 手続を行うことができる。

概要

- 経由申請は**優良運転者及び一般運転者**が可能（道交法第101条の2の2第1項）
- 申請を受けた経由地公安委員会において、適性検査及び更新時講習を実施した上で、住所地公安委員会に適性検査の結果を記載した書面を送付※
- ※ 四肢が不自由な者等の例外的な場合については、運用上、住所地公安委員会において申請を行うべきことを教示
- **経由申請は誕生日までに行うこととされているが、マイナ免許証保有者にとっては、誕生日後1か月まで申請可能**（道交法第101条の2の2第1項及び第2項）

【従来の運転免許証の場合】



【マイナ免許証の場合】



住所以外を自動車の使用の本拠 とすることについて

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

車庫証明は、住所地でなくとも、自動車の使用の本拠の位置から2キロ圏内等の条件を満たしていると認められれば、その交付を受けられるが、自治体によって設けられる登録要件によっては、ふるさと住民登録が活用できる可能性がある。

1 自動車の保管場所と使用の本拠の位置の関係

自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の**保管場所**を確保しなければならない。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条)

※ 保管場所に求められる基準(下記の①～③をいずれも満たすもの)

- ① **使用の本拠の位置**から2キロメートルを超えない場所
- ② 法令の規定により通行できないこととされる道路以外の道路から支障なく出入させ、かつその全体を収容できる場所
- ③ 当該自動車の保管場所として使用する権限を有する場所

(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号～第3号)

2 住民票上の住所以外を使用の本拠の位置とすることについて

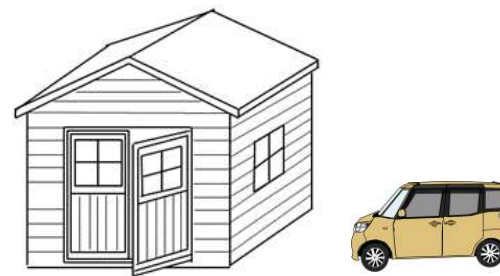
使用の本拠＝自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地

具体的な判断基準 (以下のいずれにも該当する場所)

- 自動車を運行の用に供する**拠点として使用している場所**
- 自動車の使用の**管理をする実態を備える場所**

＜住民票の住所以外で使用の本拠と認められ得る例＞

夏季等に長期間継続して又は頻繁に別荘で生活している場合であって、当該別荘が、自動車を使用して営む生活の事実上の拠点となっており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有しているとき



別荘

一時預かり事業

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

市町村の判断により、住所地以外の者に利用を認めることも可能。

例えば、プレミアム登録者の利用を他の住所地以外の者よりも優先させるという運用も考えられる。

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和8年度補助基準額案】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

（※）補助基準額をベースアップするとともに、令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

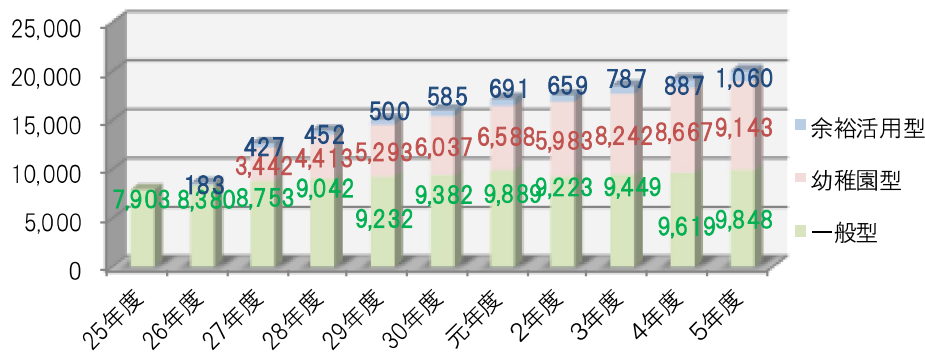
6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

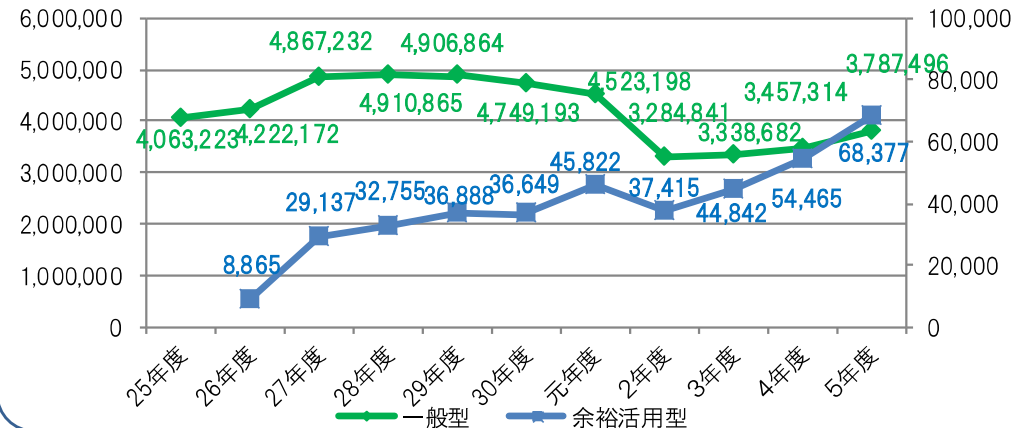
◇ 【R8拡充事項】幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても、単価の引上げを実施

【実績】

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



ふるさとワーキングホリデー

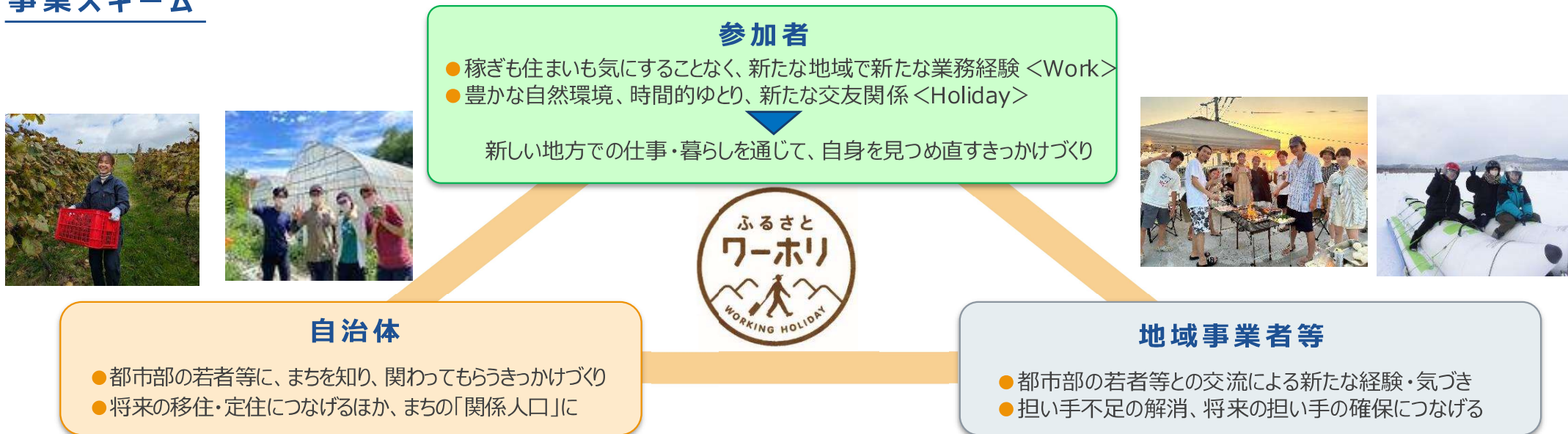
◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

参加者に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、「ふるさとワーキングホリデー」終了後も、地域との継続的な関係の構築（地域事業者等における継続的な担い手確保等）に繋がる。



- 都市部の若者などが、**一定期間（概ね2週間～1か月）** 地方に滞在し、**働いて収入を得ながら**、地域住民との交流や学びの場などを通じて**地域での暮らしを体感**することで、地域との関わりを深めるもの。

事業スキーム



財政措置

都道府県 及び 三大都市圏外の市町村 + 大都市圏内の市町村のうち条件不利地域など(1,433市町村)を対象に、以下の経費について特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））

※ 対象経費の上限 1団体あたり15,000千円 + 5千円 × 全参加者の延べ滞在日数

① 募集・受付

- ・募集に係る各種経費
- ・応募者との面談、受入企業との調整に要する経費 等

② 受入準備

- ・受入準備に要する経費
- ・滞在場所確保に要する経費 等

③ 活動支援

- ・実施団体内の移動費、宿泊費
- ・交流イベント等に要する経費 等
- ※参加者の飲食費は対象外

参加者募集支援・伴走支援

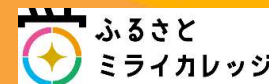
- 参加者募集のための「合同説明会」（オンライン）を年4回程度開催
- 新規に取り組むことを検討中の自治体には、ノウハウを共有するなど伴走支援を実施

POINT

- これまでに、**5,979名**が参加
- 参加者の**約9割**が満足、**約9割**が再訪意向
- 参加後、**移住・定住**や、**地域おこし協力隊**として活躍する例も

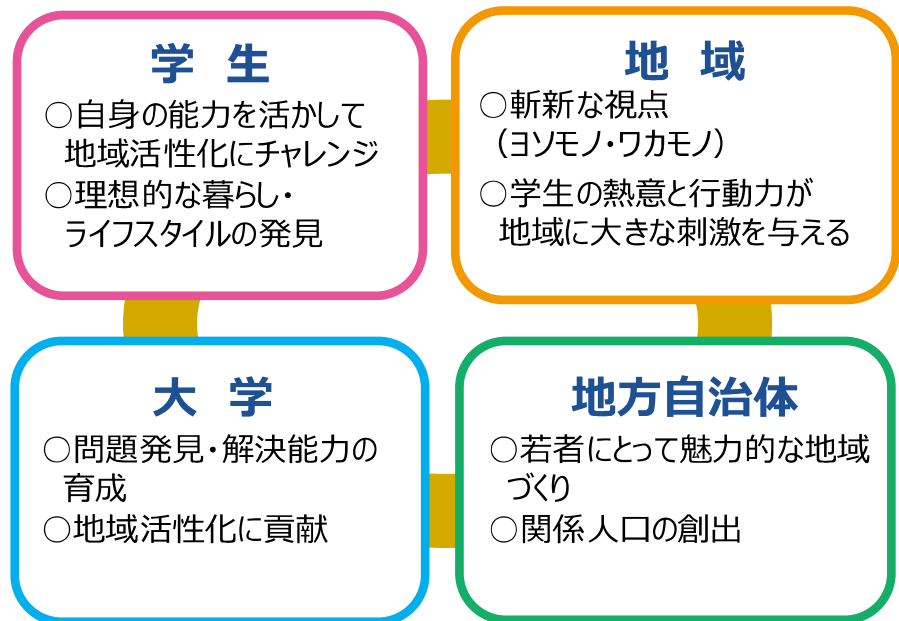
◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

参加者に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、地域との継続的な関係の構築（継続的な来訪や地域の担い手活動への従事等）に繋がる。



若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成を加速させるため、自治体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトを支援。

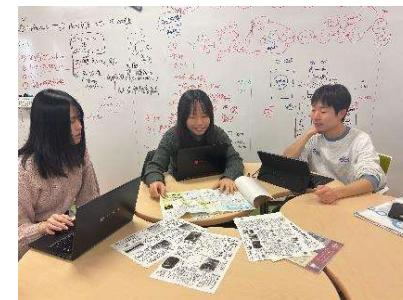
意義



プロジェクト実施例



1. 地域の課題を把握



2. 学生のアイデアを出し合う



3. 地元住民の意見を取り入れる



4. 地域にて実践

マッチングプラットフォーム (R8.3~)



分野別に大学等の人材・知見を検索可能

財政措置

- ①都道府県 ②三大都市圏外の市町村 ③三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域などを対象に、以下の経費について特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））
- ※対象経費の上限 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数
- ②③の対象：1,433市町村



①募集・調整

・募集に係る各種経費

②受入準備

・受入準備に要する経費
・プロジェクト計画づくりに要する経費 等

③活動支援

・実施団体内の移動費・宿泊費
・オリエンテーションに要する経費 等
※参加者の飲食費は対象外

【担当】総務省地域力創造グループ地域政策課

地域おこし協力隊インターン

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

おためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンへの参加者に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、地域との継続的な関係の構築（継続的な来訪や地域の担い手活動への従事等）に繋がる。

- 現役隊員を10,000人とする目標の達成に向け「応募者数の増加」が急務であるなか、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見も。そこで、「おためし」と「本体」との間に、令和3年度から「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野を拡大。

おためし地域おこし協力隊

- 期間
 - ・主に2泊3日
- 移住要件
 - ・なし
- 活動内容（例）
 - ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
 - ・地域の案内、交流会
 - ・地域協力活動の実地体験 など
- 財政措置（特別交付税措置）
 - ・実施経費：1団体あたり100万円上限

地域おこし協力隊インターン

- 期間
 - ・2週間～3ヶ月
- 移住条件
 - ・なし
- 活動内容
 - ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事
- 財政措置（特別交付税措置）
 - ・インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日あたり1.2万円上限

⇒地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピール！
 ⇒地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討することが可能に！

地域おこし協力隊

- 期間
 - ・概ね1年～3年
- 移住要件
 - ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要
- 活動内容（例）
 - ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
 - ・農林水産業への従事
 - ・住民の生活支援 など
- 財政措置（特別交付税措置）
 - ・募集経費：1団体あたり350万円上限
 - ・活動経費等：1人あたり550万円上限



<インターン参加者数の推移>

年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
インターン参加者数	106人 (16人)	315人 (66人)	393人 (45人)	1,047人 (150人)

※ 総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（特別交付税算定ベース）。
 ※ () 内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

地域活性化起業人

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

地域活性化起業人（副業型・シニア型）に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、地域との継続的な関係の構築（地域の担い手活動への従事や、任期終了後も継続的に地域に貢献）に繋がる。

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- 地方公共団体としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

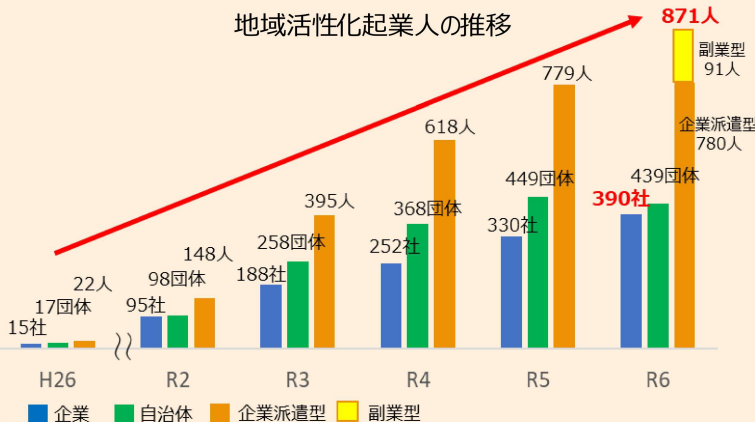
地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

○任期
6か月～3年

○活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限610万円/人**）※R8年度から引き上げ
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

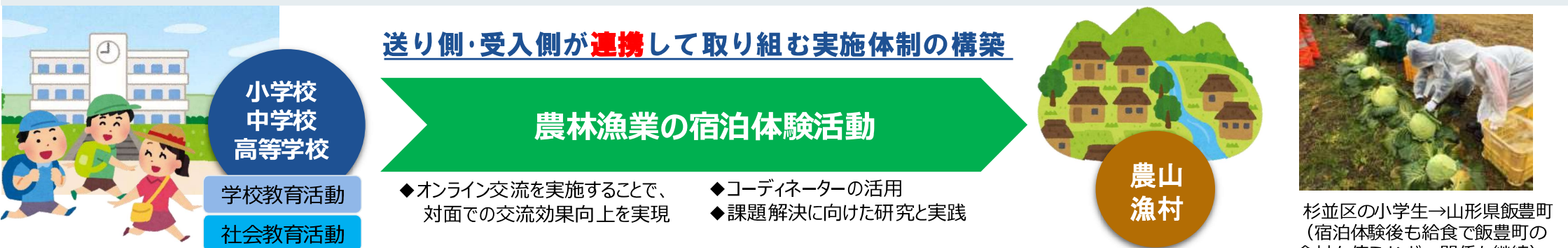
社員（個人）

都市・農山漁村の地域連携による 子供農山漁村交流推進事業

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント
参加者及びその家族に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、地域との継続的な関係の構築（継続的な来訪や地域の担い手活動への従事等）に繋がる。



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



杉並区の小学生→山形県飯豊町
(宿泊体験後も給食で飯豊町の食材を使うなど、関係を継続)

①子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費：コーディネーター費用、子ども、教員等の宿泊費用、旅費等

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。



首都圏を中心とした
角川ドワンゴ学園の中高生→
福島県西会津町
(町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。
定員15名に対して112名の応募)

POINT

- 子ども、先生、保護者が受入地域の関係人口に！
- コーディネーターが伴走支援し、課題解決や地域の強み等について一緒に考えます
- これから子プロを始めようとする自治体にとって非常に有効な事業です

地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO：Region Management Organization

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

担い手不足に悩む地域運営組織（RMO）に対し、ふるさと住民登録制度を活用した関係人口の受け入れや地域人材との交流・交錯促進を推奨



地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に

基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

●全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893団体**（令和6年度総務省調査）

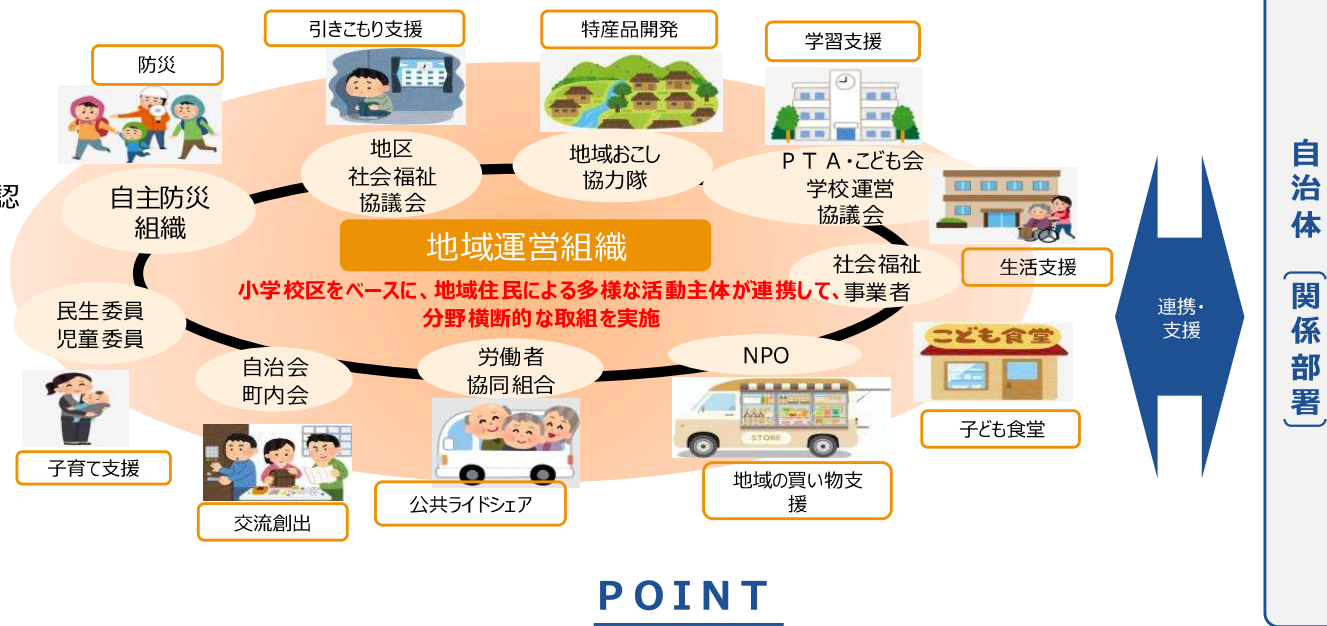
●“人材・資金・情報”の3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「〇〇まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



RMO活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

●生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施

●**地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について地方財政措置を講じている

テレワークの推進

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

テレワークの普及啓発や相談関連業務において、ふるさと住民登録制度も併せて周知することで、都市と地域の関わりを促進

- ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークは、就業者・企業・社会にとって多くのメリットをもたらすツール。
- 「Ⅰ 優良事例の表彰などテレワークに係る普及啓発」及び「Ⅱ テレワークを導入・改善しようとする企業等に対する相談支援（テレワーク・ワンストップ・サポート）」の中で、地方へのテレワークの浸透に向けた取組を、関係府省や民間団体等との連携により実施。

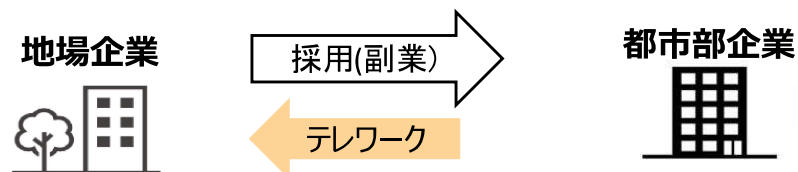
Ⅰ テレワークに係る普及啓発（関係府省や民間団体等と連携）

- 各種セミナー等の開催のほか、**テレワークを先進的に実施している企業・団体等を表彰。**
- 過去の表彰団体には、都市のスキルや経験を有する人材が、地場企業において副業の形でテレワークにより即戦力として参画し、地場企業の成長や地域への人材の定着に貢献する事例（右図）があり、こうした取組を周知啓発。

Ⅱ テレワーク・ワンストップ・サポート（厚生労働省と一体事業運営）

- テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、専門家が無料コンサルティングを実施。
- 総務省では、テレワークの導入・活用に関する一次**相談窓口を各地域に整備。**

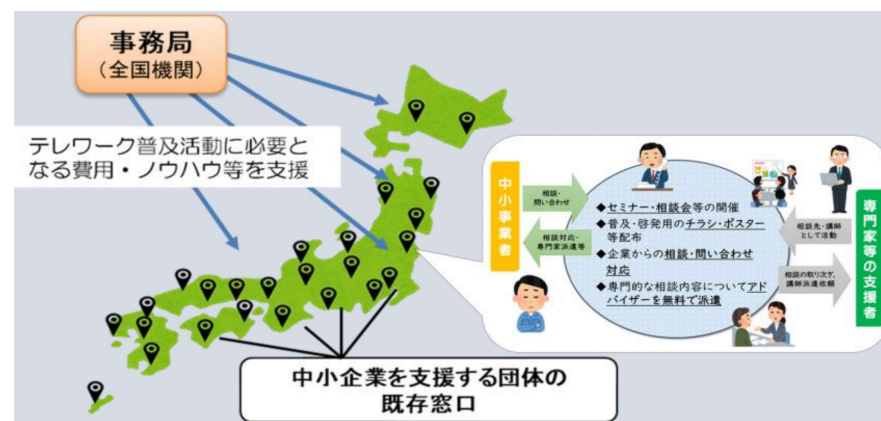
テレワークによる副業人材の雇用例



優秀なスキルや経験がある人材を即戦力としてテレワークで採用。業務DXの進展や業績の向上により魅力ある地場企業に成長。

導入事例：
(株)山岸製作所【石川県】
(テレワークトップランナー2024 総務大臣賞)

IT、人事、マーケティング等の専門能力を提供することで、副収入に加え、都市に居住しながら地方DXに貢献できる達成感を獲得



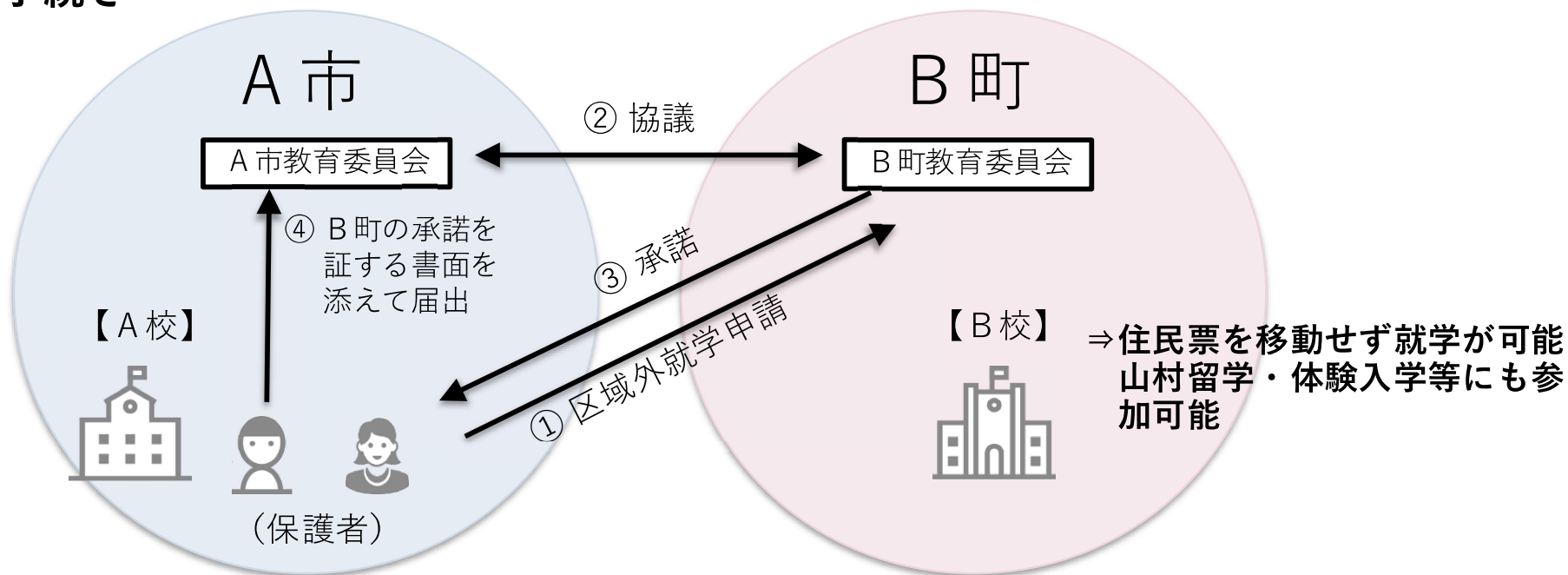
区域外就学制度について

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

登録者に対して事前に必要書類や手続きの流れ等の情報を提供しておくことで、手続きの円滑化に繋がる。

- 小中学校等への就学については、通常、住民票がある自治体の設置する学校に就学しますが、私立学校や住民票がある自治体の設置する学校以外の学校に就学する制度を区域外就学制度といいます。
- 受け入れ先となる自治体の教育委員会（市町村立の場合には、市町村教育委員会）の承諾が前提となりますが、住民票を移動せずに、区域外就学が可能となります。

区域外就学の手続き



詳細については、以下のURLを参照

・文部科学省HP「就学事務Q&A」：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422231.htm

・地方移住に伴う区域外就学制度の活用について（通知）：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1421832.htm

都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

◆背景・課題

- 大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が、東京都をはじめとする大都市圏で100%を超えている一方、多くの道県で100%未満となっているに加え、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者・就職者の流入傾向が続いているなど、依然として都市と地方間の様々な課題が生じている状況。
- こうした状況を踏まえ、都市と地方双方の持続的な成長・発展にむけて、地方と都市部の高等教育機関間での交流・連携等を推進し、地方への新たな人の流れを創出することが必要。

◆事業内容

地方への人の流れの創出につながる国内留学等の取組を支援し、地域の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進し、地方における関係人口の増加を図る。

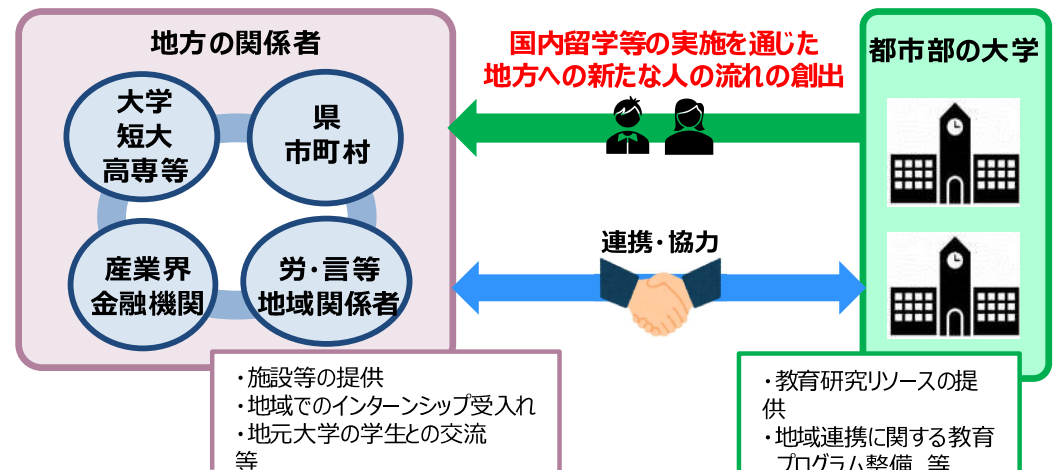
- 都市部の高等教育機関において、地方が抱える社会問題や課題に対する理解を深め、地方での実習等を通じて課題解決に取り組む教育プログラムを構築。
- 都市部の高等教育機関と地域の関係者が相互にリソースやフィールドを提供し、持続的な人材の交流・循環に向けた緊密な連携・協力体制を構築。
- 教育プログラムの実施を通じて都市から地方への新たな人の流れや結びつきを創出し、関係人口の増加を図る。

【支援対象】 国公立の大学・短期大学・高等専門学校

【事業期間】 3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】 3件×2,500万円程度

【取組イメージ】



アウトプット（活動目標）

- ・本事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- ・構築された教育プログラム数

長期アウトカム（成果目標）

- ・採択機関における地方への学生派遣数
- ・学生の受入に協力する地方公共団体数

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

社会教育士の「ふるさと住民登録」を奨励し、地域との継続的な関係性の構築（地域の担い手活動への従事等）や他の行政分野との連携を推進。

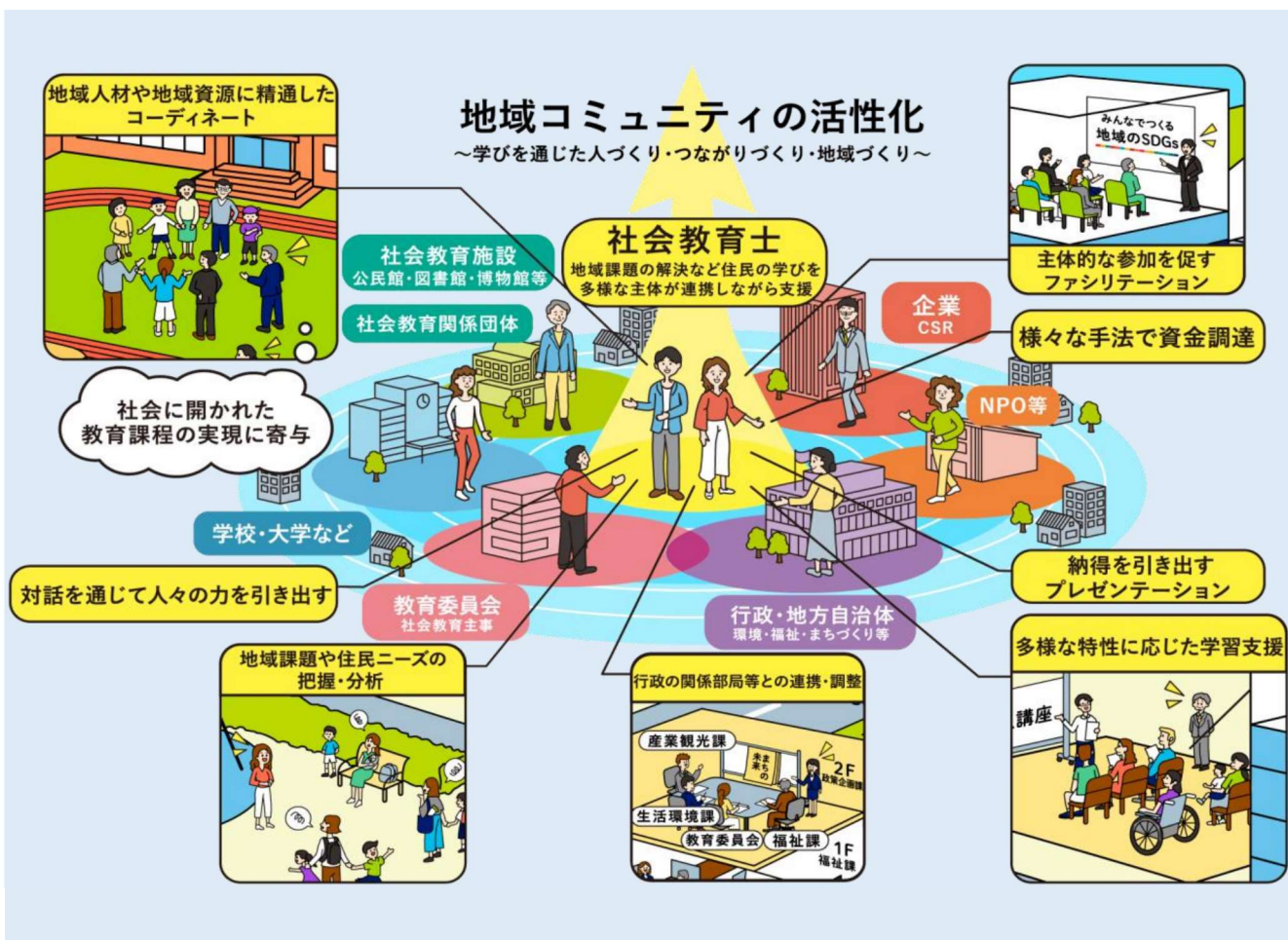


社会教育士

各分野における専門性と社会教育の知見、コーディネート能力・ファシリテーション能力・プレゼンテーション能力等を活かしながら、福祉や防災、観光、まちづくり等、社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たす学びのオーガナイザー。

●R2に創設以来、累計9,693名の社会教育士が全国で活躍中。（令和6年度時点）

社会教育士活躍イメージ図



活動事例

防災学習会（北海道恵庭市）

防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした会を実施。

防災行政（職員）

防災計画等の策定
防災マニュアル（避難所運営マニュアル等）の作成・周知等

つながる

社会教育士

社会教育のノウハウや専門性を活用し、住民同士の学び合いの中で気づきを促す。

地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める。**

防災を「自分ごと」に。

住民同士の協議が自発的に展開・**地域全体の「共助」**につながる。

社会教育士が築いた**地域とのつながり・関係性**を生かし、

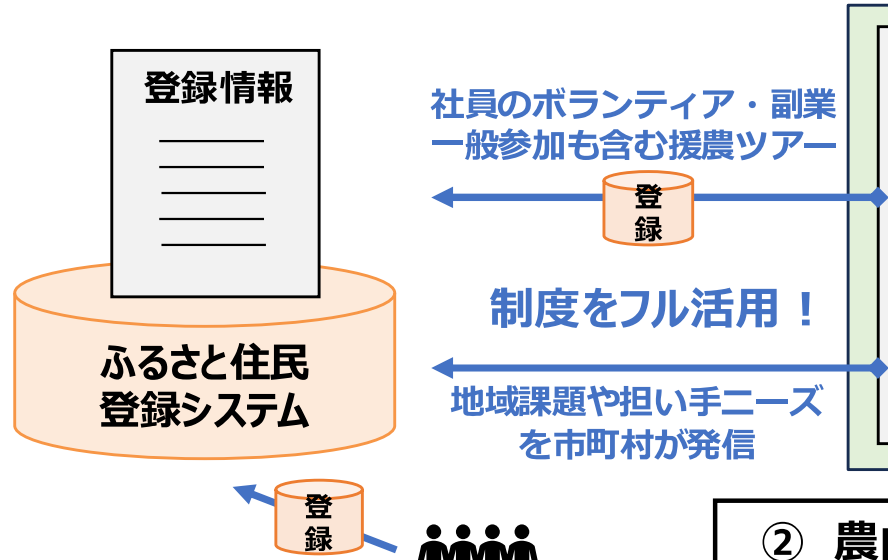
既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施。

官民共創 農山漁村インパクト証明制度

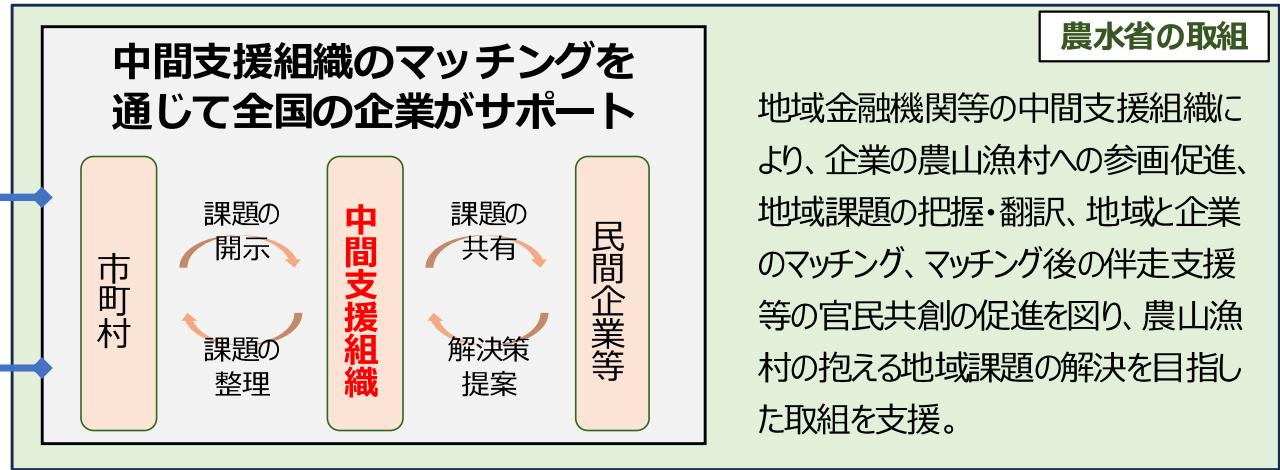
◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント
 企業に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、地域との継続的な関係の構築（継続的な来訪や地域の担い手活動への従事等）に繋がる。

企業の活力を農山漁村に取り込むため、①地域金融機関等の中間支援組織を通じた地域と企業のマッチングを促進するとともに、②企業のインセンティブとして、地域課題解決に貢献した企業の取組を国が証明する制度を創設。

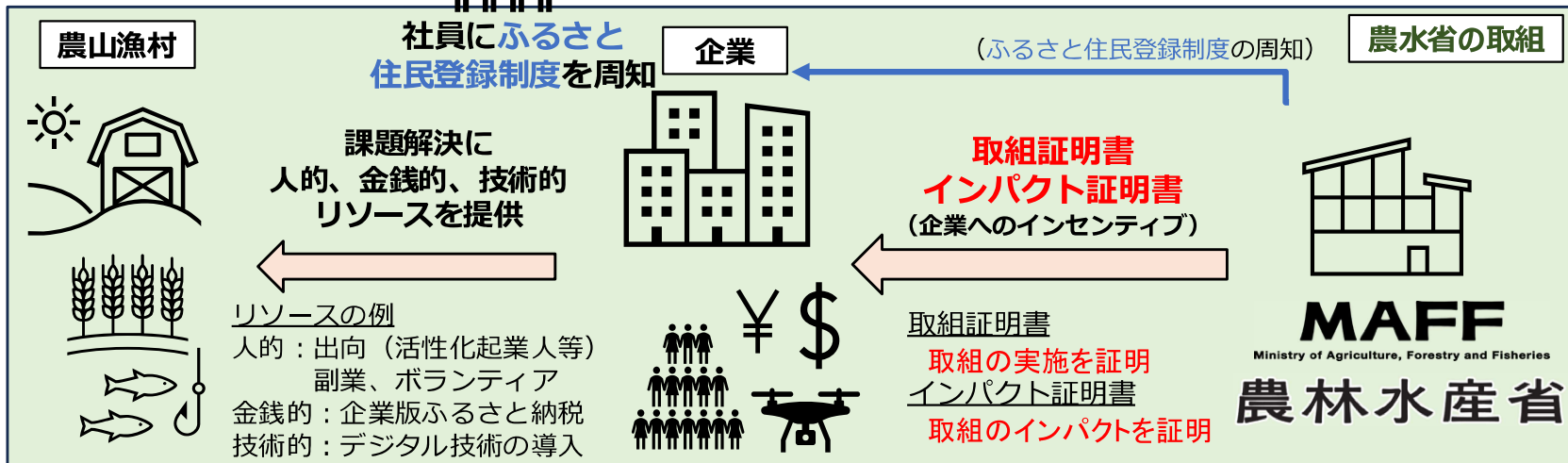
<ふるさと住民登録制度>



① 地域金融機関等と連携した課題解決の取組（官民共創）との連携



② 農山漁村インパクト証明制度等との連携



農村RMOの形成推進

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

担い手不足に悩む農村RMOに対し、ふるさと住民登録制度を活用した関係人口との交流を推進する。

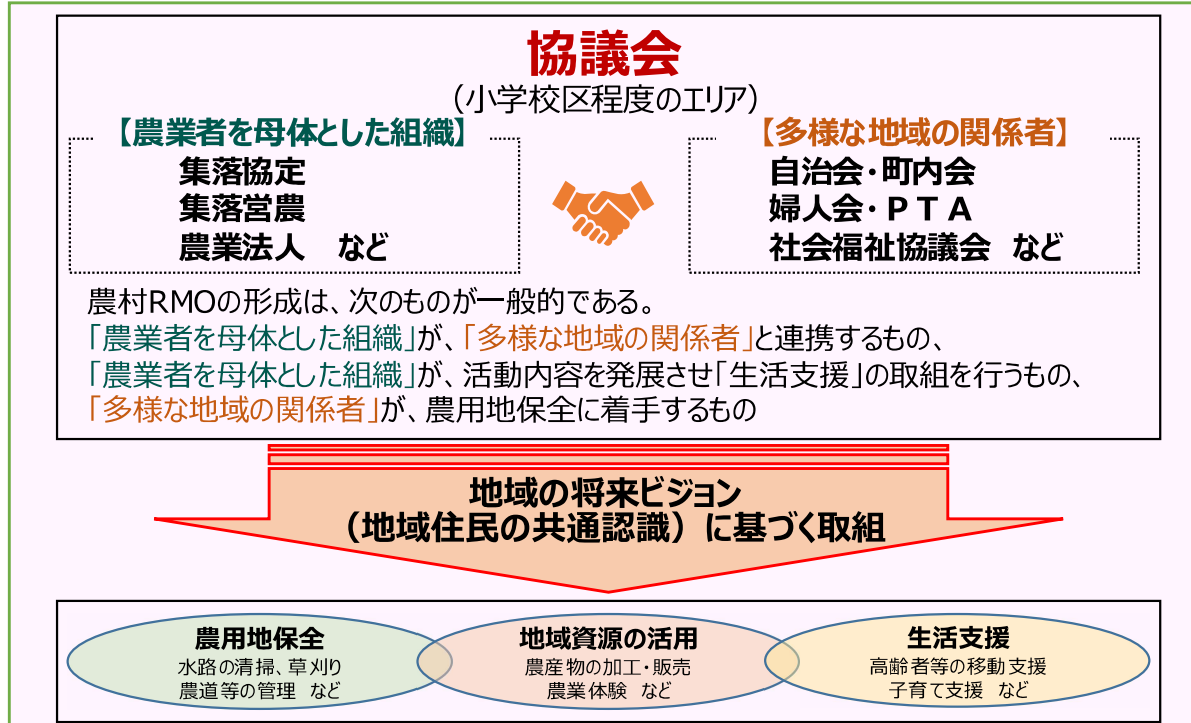
- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買物・子育て等）の維持など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- このため、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して農村RMOを形成するとともに、農村RMOの活動を支える関係人口の確保が重要。

【農村RMOにおける関係人口との交流に関するイメージ】

- 地域で生産されたお米を定期購入する。
- 市民農園での農作物栽培に取り組む。
- 地域交流拠点における農村カフェ・交流イベントに参加する。
- 遊休農地を活用した子ども向け体験農園に家族で参加する。
- 産直マルシェに行き、地域農産物を活用した総菜等を購入する。



農村型地域運営組織（農村RMO）※1の形成



※1 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

なお、農村型地域運営組織(農村RMO)は、地域運営組織(RMO)※2の一形態と整理している。

※2 地域運営組織（RMO）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々为中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。【総務省HPより】

中山間地域等直接支払

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

人手不足に悩む地域に対し、ふるさと住民登録制度を活用した共同活動への参加者の受け入れを推進する。

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。

中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、農用地の維持・管理のための共同活動への参加者確保が課題となっていることから、地域外からの活動参加の促進を図っていくことが重要。

【地域外からの共同活動への参加のイメージ】

- 水路の泥上げや農道の草刈活動に参加する。
- 棚田オーナー制度を通じて、田植えや草刈、石積の補修などの棚田の振興活動に参加する。
- SNSを利用して、中山間地域の特産品や自然のPR活動に協力する。



水路維持活動



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動

【本制度における基本的な活動内容】

○農業生産活動等

活動分類	具体的に取り組む行為
耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産の利用、担い手の確保・育成、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止等
水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)

○多面的機能を増進する活動

活動分類	具体的に取り組む行為
国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

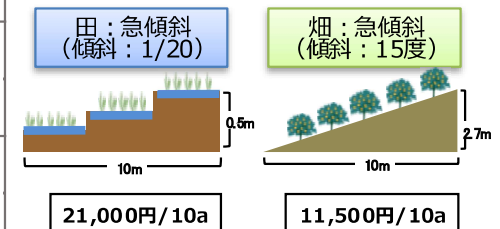
【令和6年度における集落協定※の活動実績】

活動を実施した集落協定数	23,844協定
集落協定への参加者数	502,114人 (うち農業者 465,918人 非農業者 23,369人 組織・法人 10,882人 その他 1,945人)

※対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



【担当】農林水産省地域振興課中山間地域・日本型直接支払室

農泊の推進

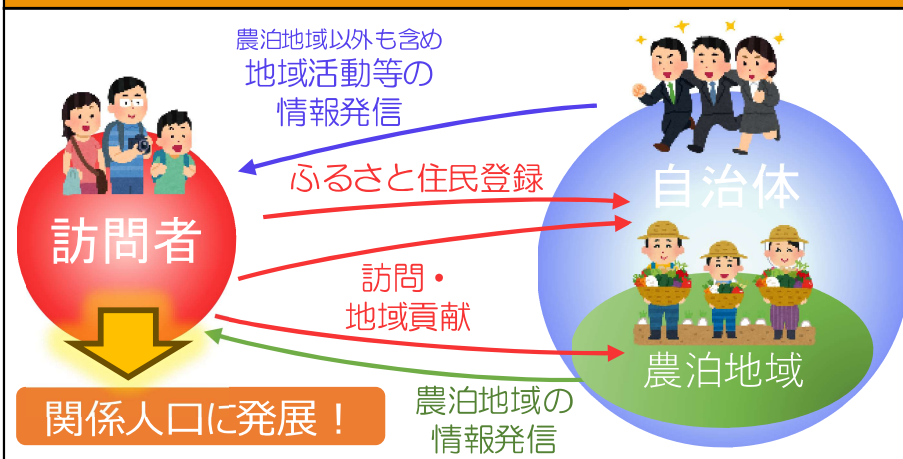
～都市と農村をつなぐ架け橋～

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

農泊地域への訪問者に「ふるさと住民登録」を呼びかけ、地域との継続的な関係の構築につなげるとともに、地域活動や援農等のメンバー募集など、地域に関心がある人材に刺さるタイムリーな情報を随時発信。

- 「農泊」とは、農山漁村に**宿泊**し、滞在中に地域資源を活用した**食事**や**体験**を楽しむ「**農山漁村滞在型旅行**」。
- 農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村での長時間の滞在と消費を促すことで、移住・定住も見据えた**地域への貢献意欲のある人材などの多様な関係人口を創出し、地域づくりに参画する者の裾野拡大**につなげる。

農泊とふるさと住民登録の連携イメージ



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち農泊推進型

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。

<ソフト事業>【交付率：定額】

- ①農泊推進事業（イ・ウは、アを実施した地域が対象）
- ア 農泊地域創出タイプ
事業実施期間：上限2年間
上限：1,000万円/地域（年標準額500万円）
- イ 農泊地域経営強化タイプ
事業実施期間：上限2年間
上限：500万円/地域（年標準額250万円）
- ウ インバウンド食関連消費拡大タイプ
事業実施期間：上限3年間
上限：1,500万円/地域（年標準額500万円）

②人材活用事業（①と併せて実施）

<ハード事業>【交付率：1/2】

- ①市町村・中核法人実施型
事業実施期間：上限2年間
上限：2,500万円/地域 等
- ②農家民泊経営者等実施型
事業実施期間：1年間
上限：5,000万円/地域かつ1,000万円/経営者

農泊の実施イメージ

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



宿泊・食事・体験を
地域として一体的に提供

宿泊



食事

体験

農泊地域と訪問者の継続的な関わり事例

【遠野ふるさと体験協議会（岩手県遠野市）】

- 農泊のフィールドを中心に、**職場体験やイベントの手伝い**にも参加する訪問者を受け入れ、**訪問者が地域課題の認識を深め、解決策を提案**。
- 農泊の継続的な発展を図るため、地域住民のみならず**関係人口の目線も取り入れている**。



【その他の事例はこちら】

- 企業と農泊地域の連携事例集



- 大学と農泊地域の連携事例集



多面的機能支払交付金

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

人手不足に悩む地域に対し、ふるさと住民登録制度を活用した共同活動への参加者の受け入れを推進する。

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

活動参加者の減少や高齢化による組織の弱体化により、事務作業を含む活動の継続が困難となるおそれがあることから、活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画を推進していくこととしています。

【地域外からの参加のイメージ】

- 草刈りや生き物調査の活動に参加する。
- 棚田オーナー制度を通じて、水路清掃等の活動に参加する。
- 土地改良施設の維持管理活動に参画。

【本制度における基本的な活動内容】

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等

【主な交付単価】

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)	③資源向上支払 (長寿命化)	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)	③資源向上支払 (長寿命化)
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※ 1 : ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※ 2 : ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※ 3 : ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除

□多面的機能支払交付金による活動のほか、土地改良施設の維持管理活動に参画する場合は、施設管理准組合員制度の活用も可能です。

施設管理准組合員制度

- 土地改良施設の管理を行う土地改良区にあっては、定款で定めるところにより、多面的機能支払の活動組織など当該土地改良施設の管理に関連する活動を行う団体その他の者を施設管理准組合員とすることができる。

※令和7年4月施行の改正土地改良法により、施設管理准組合員資格について、地域の要件をなくすとともに、団体だけでなく法人・個人でも加入できることとなった。

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

参加者に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、地域との継続的な関係の構築（継続的な来訪等）に繋がる。

これからの森業のポータルサイト

森業 portal



- 山村の生活基盤である里山林等の機能維持には、地域住民の協働や地域内外の多様な主体による森林整備と併せて、移住・定住の促進が重要。
- 森林分野の山村振興は、林業を軸に推進してきたが、近年では、都市住民の潜在的ニーズに対応した森林空間利用や、カーボン・クレジットの取引等を適正な森林管理へのインセンティブとする動きもみられ、こうした機会を捉え、山村地域の活性化に繋げることが重要。
- これらを踏まえ、文化的サービスを始めとする森林の生態系サービスの提供・活用により、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組を新たに「森業」(もりぎょう)として推進。

～森業～

生態系サービス

（森林所有者等と異分野・多様な主体との共創による付加価値創出）

文化的サービス

自然景観の保全・レクリエーションや観光の場と機会 等



調整サービス
気候調整 等

生息・生育地サービス
生息・生育環境の提供 等

森業の例



● 森林浴



● トレイルライド



● 環境学習・林業体験



● 企業の森林づくり

人と森林の関係の深化

- 関係人口の拡大・深化
- 雇用と収入機会の創出
- 森林管理の充実

山村地域の活性化・豊かな森林づくり

二地域居住の促進

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント
 「ふるさと住民登録制度」を活用することで、一定要件を満たした二地域居住者が見える化され、二地域居住者をターゲットとした各種施策の効果的な企画・実施が可能となる。

二地域居住とは

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義がある取組
 - ・ 新たな人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出等（社会的意義）
 - ・ 新たな暮らし方や新たな働き方の実現、これらの実現によるウェルビーイングの向上、新たな学びの機会の創出等（個人的意義）
- このほか、自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する冗長性（リダンダンシー）の確保にも
- 一方、その促進に向けては、二地域居住のできる環境整備や**二地域居住者の特定・登録**、経済的負担の軽減等が必要



- ### 都市部
- ・ 都心オフィスへの出勤
 - ・ 高度な研究・教育拠点の活用
 - ・ 大規模なイベントや文化活動への参加
 - ・ 海外との交流

- ### 地方部
- ・ 自然豊かな環境における生活・子育て
 - ・ 地域交流・地域活動への参加、地域への貢献
 - ・ 副業やテレワークの実施

- ### 課題
- ・ 「住まい」「なりわい」「コミュニティ」に係る環境整備
 - ・ **二地域居住者の特定・登録**、経済的負担の軽減
 - ・ 地域と二地域居住者を繋ぐコーディネーターや中間支援組織の育成・確保 等

- ### 対応方策
- ・ 省庁・部局を横断した予算活用・制度連携（国交省国政局でのワンストップ対応）
 - ・ モデルとなる取組の横展開
 - ・ 特定居住支援法人の活動促進
 - ・ 「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」の活用 等

意義

- ・ 地域の担い手の確保、消費の拡大、地域資源の付加価値向上
- ・ 働き方・暮らし方・生き方の充実、ウェルビーイングの向上
- ・ 災害時のいざという時の避難場所の確保 等



地域生活圏の形成

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

地域生活圏の形成を進める自治体が、「ふるさと住民登録」利用者に対して官民連携による地域課題解決の取組への積極的な参画を呼びかけることで、地域の担い手を確保することができる。

- 人口減少、少子高齢化が加速する中、特に地方部においては、商業施設や公共交通が撤退するなど、暮らしに必要なサービスの利便性が低下しており、住民が従来の生活圏内で日常生活を送ることが困難となっている。一方、こうした状況に対して、従来の縦割りの分野ごとに、地方公共団体の圏域に縛られて、行政のみで対応するには限界がある。
- このため、民主導の官民連携によって、市町村界にとらわれず、住民目線で、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される圏域を「地域生活圏」と捉え、地域課題解決と経済性の両立を図る民間事業者等によるサービス提供を促進し、地域生活圏の形成を図ることで、人々が将来にわたって安心して働き、暮らし続けられる地域を実現する。

地域生活圏の形成に向けた考え方

デジタルの徹底活用と「共」の視点からの地域経営で

- 生活サービスの利便性の最適化と複合化
- 地域内経済循環の仕組みを構築

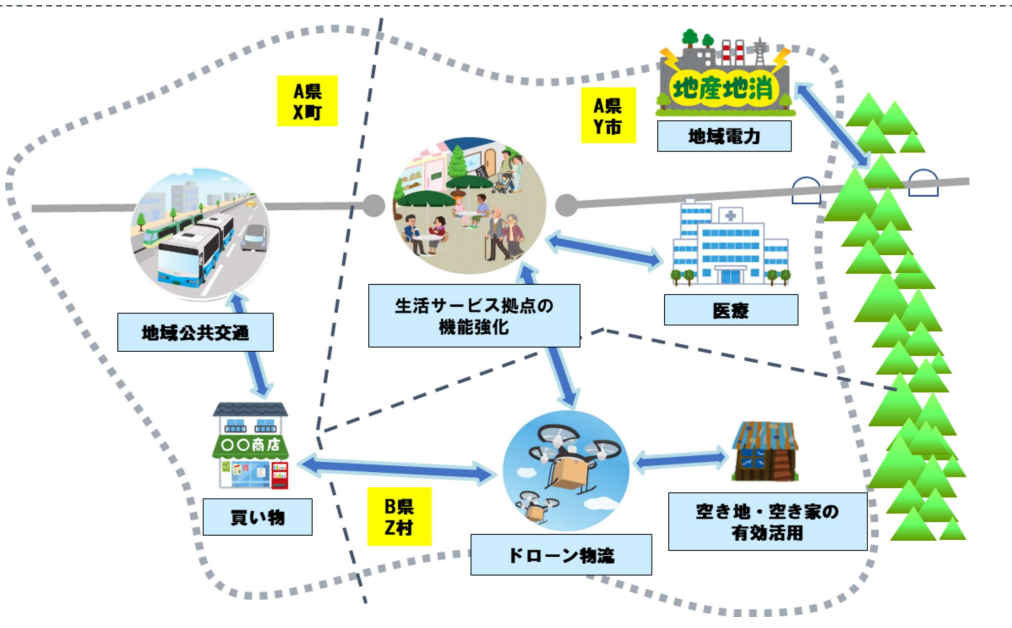
⇒ サービスが持続的に提供される地域生活圏を形成

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

○国土形成計画（R5.7閣議決定）抜粋

デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る。



地域生活圏の形成イメージ

※圏域は生活・経済の実態に即して地域が主体的にデザイン

<目指す国土の姿>

- ・暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏が、シームレスにつながりあい、それが国土全体にわたることで、**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す。**
- ・地方部においても地域生活圏内で持続的に日常生活を送れるようにすることで大都市部への人口流出を防ぐとともに、民間主体がサービスを提供することで**地域経済循環の活性化**を図る。

スモールコンセッションについて

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント
遊休公的施設を保有する地方公共団体が、「ふるさと住民登録」利用者に対してスモールコンセッションに関する事業への参画や、当該事業により整備された施設の利用を周知することで、関係人口の創出や地域の活性化につなげる。

“スモールコンセッション”とは

廃校等の空き施設や、地方公共団体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模な官民連携事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組

城下小宿籠や（津山市）

伝建地区に立地する寄付された町家群を宿泊施設として整備・運営し、地域経済を活性化



写真提供：津山市

THE 610 BASE（福知山市）

廃校をいちご摘み体験ができる農園やカフェ等として利活用し、地域の賑わいを再生



写真提供：福知山市

スモールコンセッションプラットフォーム

○地域には、多くの遊休公的施設があるが、これを利活用する事業化のノウハウが十分でない。一方、学

民間には、技術面や資金面も含め、多くの知恵と実績・経験がある。

○これら関係者が、それぞれの関心に応じて繋がりを持ち、柔軟な協力関係を結ぶことで、共に課題を乗り越え、地方創生に取り組む後押しを行うため、令和6年12月、産官学金等の多様な主体が参加・連携

する「スモールコンセッションプラットフォーム」を開設

活動内容

機運醸成・情報共有

- 機運醸成に資するセミナー・イベント等の開催
- 先進事例の関係者インタビューや対談等の発信
- 会員に向けたメールマガジン等の情報発信
- 専用ホームページを通じた会員からの情報発信

調査・研究

- 会員同士の課題の共有及び解決策の検討
- 先進事例等に係る事例集・手引き等の作成

案件形成に向けた活動

- 会員の交流促進・マッチング等のイベント開催
- 実務者向けの勉強会やワークショップ等の開催
- アドバイザーによる助言・サポート

会員になるメリット

プラットフォームを通じて、課題の解決をサポート！

メリット1 スモールコンセッションの最新情報をお届けします！

メリット2 会員の皆様の取組や活動を発信できます！

メリット3 課題やお悩みを共有・検討できます！

< 参加されている会員の一覧 >

<https://www.mlit.go.jp/smcn/platform/index.html#platform-about>

申込

<https://forms.office.com/e/cWTyUbYyJK>



多くの自治体や企業が参加（部課単位・個人でも可）

空き家対策総合支援事業

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント
市区町村が空き家対策総合支援事業の情報を発信することで、空き家所有者や移住希望者による空き家の活用等の促進が期待される。

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援

空き家の除却・活用等への支援（市区町村向け）

< 主な実施要件 >

○ 空き家の除却事業及び活用事業の実施（< 補助対象事業 > の①及び②）

※空家等管理活用支援法人を指定している場合又は
空家等活用促進区域を指定している場合は本要件を免除

< 補助対象事業 >

① 空き家の除却

ー特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等

② 空き家の活用

ー地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修

③ 空き家を除却した後の土地の整備

④ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ

⑤ 空家等対策計画の策定等に必要なる空き家の実態把握

⑥ 空き家の所有者の特定

※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能。

⑦ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務

⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業（附帯事業）

ー行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等

⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業（促進事業）

< 主な補助率 >

赤字はR8年度拡充事項

（空き家の所有者が実施する場合）

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国 2 / 5、市区町村 3 / 5
※代執行等の場合は国 1 / 2、市区町村 1 / 2

（空き家の所有者が実施する場合）

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国 1 / 2、市区町村 1 / 2

支援法人
業務

国	地方公共団体
1/2	1/2

※1法人あたり、補助期間最大3年

（空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし）

※令和8年度より、支援法人業務の補助対象業務を追加

モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

①調査検討等支援事業（定額） ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援

②改修工事等支援事業（除却：2/5、活用：1/3） ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

【担当】国土交通省住宅局
住宅総合整備課
住環境整備室

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント

来訪者に「ふるさと住民登録」を呼びかけることで、「第2のふるさとづくりプロジェクト」の事業終了後も反復継続的な来訪を促し、地域との関わりを深め、関係人口の創出や国内交流需要の拡大に繋がる。

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、**新たな交流市場の創出が課題**であり、**地域との新たな関係構築の推進**が急務。
- 反復継続的な来訪の促進を通じて関係人口の創出を図る「第2のふるさとづくり」**を、個人および企業の2方向で促進し、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

①個人版第2のふるさとづくりモデル

- 来訪者が地域との交流・地域運営への参画等を通じて**地域と関わるきっかけを作るとともに、その後も継続して来訪する仕組みを構築するモデルを造成**する。事業の持続可能性について検証を行い、取組時に生じる課題に対する解決法を共有することでより取組地域の拡大を図る。

②企業版第2のふるさとづくりモデル

- 企業と地域の結びつきを強固にする「企業の関係人口化」に向けて、地域課題の解決による地域活性化など、**企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶとともに、継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成**する。

事業イメージ



個人版第2のふるさとづくりモデル



企業版第2のふるさとづくりモデル

事業スキーム

事業形態：調査事業等

請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等

長距離自然歩道の利用推進について

◆「ふるさと住民登録」との連携ポイント
トレイル沿線の自治体が、「ふるさと住民登録」利用者に対してトレイル利活用や管理等の取組への積極的な参画を呼びかけ、地域の担い手としての活動・活躍の場を提供する。

● 長距離自然歩道とは

多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的に全国に10路線（総延長約28,000km）設定された自然歩道である。

<利活用の推進>

- ・ロングトレイルは、国内外で関心が高まるアドベンチャートラベルの優良事例として、関係人口の創出や地域への経済効果も期待でき、大きなポテンシャルのある「眠れる地域自然観光資源」とも呼べるもの。
- ・自然・歴史・文化とのふれあいの推進だけでなく、地域活性化、健康増進やウェルビーイングにも資するロングトレイルについて、国・沿線自治体・民間企業や関係団体・ハイカー等が一体となって、利活用の促進と管理運営体制の構築を図る。

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/pick-up/long-trail/>



施策担当課室一覧（1 / 3）

府省庁名	施策名	担当課室
内閣官房 内閣府	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進室
内閣官房 内閣府	企業版ふるさと納税	内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進事務局
内閣官房 内閣府	企業版ふるさと納税（人材派遣型）	内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進事務局
内閣官房 内閣府	地域未来交付金	内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進事務局
内閣官房 内閣府	「地域高2留学」事業	内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進室
内閣官房 内閣府	地方創生人材支援制度	内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進室
内閣官房 内閣府	地方創生伴走支援制度	内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進室
警察庁	経由申請制度	交通局運転免許課
警察庁	住所以外を自動車の使用の本拠とすることについて	交通局交通規制課
こども家庭庁	一時預かり事業	成育局保育政策課
総務省	ふるさとワーキングホリデー	地域力創造グループ地域政策課

施策担当課室一覧（2 / 3）

府省庁名	施策名	担当課室
総務省	ふるさとミライカレッジ	地域力創造グループ地域政策課
総務省	地域おこし協力隊インターン	地域力創造グループ地域自立応援課
総務省	地域活性化起業人	地域力創造グループ地域政策課
総務省	都市・農山漁村の地域連携による 子供農山漁村交流推進事業	地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室
総務省	地域運営組織（RMO）の形成・運営	地域力創造グループ地域振興室
総務省	テレワークの推進	情報流通行政局地域通信振興課
文部科学省	区域外就学制度	初等中等教育局初等中等教育企画課 教育制度改革室
文部科学省	都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進	高等教育局大学振興課地域大学振興室
文部科学省	社会教育士	総合教育政策局地域学習推進課
農林水産省	官民共創農山漁村インパクト証明制度	農村計画課農村活性化推進室
農林水産省	農村RMOの形成推進	地域振興課

施策担当課室一覧（3 / 3）

府省庁名	施策名	担当課室
農林水産省	中山間地域等直接支払	地域振興課中山間地域・日本型直接支払室
農林水産省	農泊の推進	都市農村交流課農泊推進室
農林水産省	多面的機能支払交付金	農地資源課多面的機能支払推進室 土地改良企画課
林野庁	森業	森林利用課山村振興・緑化推進室
国土交通省	二地域居住の促進	国土政策局地方政策課
国土交通省	地域生活圏の形成	国土政策局総合計画課
国土交通省	スモールコンセプション	総合政策局社会資本整備政策課
国土交通省	空き家対策総合支援事業	住宅局住宅総合整備課住環境整備室
観光庁	新たな交流市場・観光資源の創出事業	参事官（旅行振興）
環境省	長距離自然歩道の利用推進について	自然環境局国立公園課・国立公園利用推進室